

**高浜市自治基本条例検証委員会（第3回） 会議録**

<b>日時</b>	平成27年8月5日（水）午後3時～4時55分		
<b>場所</b>	高浜市役所 第2会議室（4階）	<b>傍聴人数</b>	9名
<b>出席者</b>	<b>委員</b>	中川幾郎、荒川昭治、神谷巧、杉浦己喜夫、中川勝利、神谷坂敏  (6名出席)	
	<b>事務局</b>	企画部長 加藤元久 総合政策グループ リーダー 木村忠好 同 主 幹 鈴木明美 同 主 事 桑山由紀子 同 主 事 稲垣翔太 同 主 事 加古博紀  (6名出席)  オブザーバー 市議会議長 幸前信雄	
<b>次第</b>	1 あいさつ 2 議題 1) 検証中間報告書（案）について ①第9条「議会の役割」、第10条「議員の役割」の検証内容について ②検証委員会コメント欄の確認について 2) 「検証中間報告」に対する意見募集等の実施（案）について 3) まちづくりの基本原則「参画・協働・情報共有」ガイドライン（素案）について 3 その他		
<b>資料</b>	資料1：高浜市自治基本条例検証委員会（第2回） 会議録 資料2：高浜市自治基本条例 検証中間報告書（案） 資料3：高浜市自治基本条例 「検証中間報告書」に対する意見募集等の実施について（案） 資料3-2：高浜市自治基本条例検証中間報告【概要版】（案） 資料4：まちづくりの基本原則「参画・協働・情報共有」ガイドライン（素案）		

## 1. あいさつ

- 【委員長】** 本日はご多忙の中、お集まりくださいまして、ありがとうございます。  
ただ今より、「第3回 高浜市自治基本条例検証委員会」を開催する。  
前回の検証委員会では、行政から示された内部検証内容に対して、私ども検証委員会から、意見を述べた。  
本日は、検証内容の中間公表に先立ち、検証中間報告書の確認、特に「検証委員会のコメント欄」を確認し、記載のないところは埋めていくという作業を中心に進めていく。  
また、後半では、検証内容の中間公表方法について、また「参画・協働・情報共有のガイドライン」の素案について、検討していきたい。  
限られた時間であるが、スムーズな議事進行にご協力、よろしくお願ひしたい。

## 2. 議題

### 1) 検証中間報告書（案）について

#### ①第9条「議会の役割」、第10条「議員の役割」の検証内容について

- 委員長：** ・それでは、議題1「検証中間報告書（案）」の「①第9条 議会の役割、第10条 議員の役割の検証内容について」である。  
・前回の時点では、議会に関する検証が作業中とのことであった。  
・では、検証内容の報告をお願いしたい。
- 事務局：** ・資料2に基づき 内部検証報告書の第9条・第10条の検証内容を説明
- 委員長：** ・ただいま、事務局から「第9条・第10条の検証内容」を説明していただいた。  
・何か質問があれば、お願いしたい。
- 委員：** ・第9条の取り組みのところに書いてある議会報告会の参加者人数が少ないのではないか。また、成果のところには理解が深まったとあるが本当なのか。
- 市議会議長：** ・議会報告会は議会でやっていることを要約しながら説明する場である。人を集めるというより広く知っていただくというのが意図としてある。
- 委員：** ・議会のインターネット配信を今日初めて知った。非常にいいことなのでどんどんPRしたほうがいいと思う。
- 委員長：** ・では、コメント欄に議会報告会の参加人数を増やしてはどうかということとインターネット配信の認知率をあげていくように、記入していただきたい。

### 1) 検証中間報告書（案）について

#### ②検証委員会コメント欄の確認について

- 委員長：** ・次に「②検証委員会コメント欄の確認について」に移る。  
・前回の検証委員会で委員の皆さんから発言された内容がコメント欄に記載されている。その記載内容の確認と、もう少しコメントを加えた方がいいとい

う部分、空欄部分にコメントを付け加え、検証中間報告書として完成させていく。

・まずは、17ページ、前文について事務局から簡単に説明していただく。

行政：・(資料2に基づき説明)

委員長：・書きぶりについて、また、ほかに付け加えるご意見などがありましたら、お願いしたい。

・なければ原案通りとする。

(意見等なし)

・次に、第1条「目的」と第2条「用語」である。ここは前回、意見がなかった。といっても、総則規定なので、意見の言いようがないといったところであると思う。

・ここは私からの提案だが、「行政の内部検証内容のとおり、修正の必要はない」としてはどうか。

(異議なしで承認)

委員長：・では、事務局は「行政の内部検証内容のとおり、修正の必要はない」とコメント欄に落とし込んでいただきたい。

・次に、第3条「条例の位置付け」です。事務局から簡単に説明していただきたい。

行政：・(資料2に基づき説明)

委員長：・書きぶりについて、また、ほかに付け加える意見などがあれば、お願いしたい。

・なければ原案通りとする。(意見なし)

・では次に、第4条「まちづくりの基本原則」です。事務局から簡単に説明していただきたい。

行政：・(資料2に基づき説明)

委員長：・書きぶりについて、また、ほかに付け加える意見などがあれば、お願いしたい。

・なければ原案通りとする。(意見なし)

・では次に、第5条「市民の権利」です。ここは、コメントはないが付け加える意見などがあれば、お願いしたい。

(意見なし)

・第7条のコメントをいくつか第5条に持ってきても支障ない考える。なので第7条の1番目と3番目のコメントを第5条に移していただきたい。

・では次に、第6条「子どものまちづくりに参加する権利」です。事務局から簡単に説明していただきたい。

行政：・(資料2に基づき説明)

委員長：・書きぶりについて、また、ほかに付け加える意見などがあれば、お願いしたい。

- 委員：・子どもに対して議会傍聴の機会をつくってみてはどうか。勉強できると思う。  
・自分だけでなくまちのことを考える機会にもなる。
- 行政：・一昨年まで中学生議会という中学生が議員になって質問する行いを開催していた。  
・昨年は行わなかったが開催されていた事例はある。  
・学校行事での議会傍聴についてはコメントに書き込むことによって担当部局が考える機会になると思う。
- 委員長：・今、委員が言ったのは議会の傍聴を行ってはどうかということ、つまり本当の議会である。  
・中学生議会のコメント等は第6条に入れてもいいけど議会傍聴は第9条のコメントに入れた方がいい。  
・18歳選挙権もスタートするので大事になってくるところである。  
・では次に、第7条「市民の役割と責務」です。事務局から簡単に説明していただきたい。
- 行政：・(資料2に基づき説明)
- 委員長：・書きぶりについて、また、ほかに付け加える意見などがあれば、お願いしたい。  
・なければ原案通りとする。  
(意見なし)  
・では次に、第8条「事業者の役割と責務」です。事務局から簡単に説明してください。
- 行政：・(資料2に基づき説明)
- 委員長：・書きぶりについて、また、ほかに付け加える意見などがあれば、お願いしたい。  
・なければ原案通りとする。  
(意見なし)  
・では次に、第11条「市長の役割と責務」です。付け加える意見などがあれば、お願いしたい。
- 委員：・朝、資源回収していると市長が自転車できて市民と意見交換している。  
・がんばっていると思う。
- 委員長：・市長の姿が市民に見えるという指摘である。  
・今の意見をコメント欄に入れ込んでいただくようお願いする。  
・次に、第12条「職員の役割と責務」です。コメントはないが付け加える意見などがあれば、お願いしたい。
- 委員：・特派員制度について、職員は大変だと思うが私は本当に感謝している。  
・制度の継続をぜひお願いしたい。
- 委員：・26年度の取り組みに豊田自動織機に派遣とあるが、半年程度では派遣期間が短いのではないか。派遣先に3年ぐらいいないと人脈ができない。

- ・市にとっても人脈ができることはいいと思う。
- 委員長：
- ・それでは、2件のコメントを書き入れていただきたい。
  - ・1点目は特派員制度の継続・充実のお願い。
  - ・2点目は職員の民間派遣の拡大・継続をお願いしたいということである。
- 行政：
- ・次に、第13条「参画機会の保障」です。事務局から簡単に説明していただきたい。
- 委員長：
- ・(資料2に基づき説明)
  - ・書きぶりについて、また、ほかに付け加える意見などがあれば、お願いしたい。
  - ・なければ原案通りとする。(意見なし)
- ・次に、第14条「住民投票」です。ここは、コメントはないが付け加える意見などがあれば、お願いしたい。
  - ・(意見なし)
  - ・高浜市の住民投票条例は常設型であり、全国の中で一番目に制定された経緯がある。
  - ・市民は常設型住民投票条例があることによりいつでも訴えることが出来るという安心感を持つことが出来ると同時に、全国一番目という誇りもある。
  - ・今の発言を事務局は委員のコメントとして落とし込んでほしいと思う。
- ・次に、第15条「協働の推進」です。コメントはないが付け加える意見などがあれば、お願いしたい。
  - ・(意見なし)
  - ・全部局、全市民、全主体が対象であるという広がりを求める必要がある。関係ないところはないということである。
  - ・行政でも協働が関係ない部局はない。
  - ・よく人事課、秘書課は関係ないと言われることがあるが、そこも協働が必要である。どういう職員を採用するか職員採用選考基準に市民の参画を求めて「自分の市にはこういう職員を求めています」という意見を聞かないといけない。
  - ・例外はないとコメントに入れてください。
- ・次に、第16条「地域内分権の推進」です。コメントはないが付け加える意見などがあれば、お願いしたい。
- 委員：
- ・まち協が行うこと、町内会が行うこと、市が行うこと、の担当分けが必要になってくると考えている。
- 委員長：
- ・地域ごとの役割を分担しつつ、まちづくりに協力していただきたい。

- ・次に、第18条「地域計画」です。コメントはないが付け加える意見などがあれば、お願いしたい。
- 委員：・地域計画策定時は苦勞した。バラバラの意見をまとめることが非常に難しい。
- 委員長：・行政側は地域計画策定・見直し時に支援・アドバイス・データの提供はどのくらいやっているのか。
- 行政：・地域の課題を知っていただく一つの目安として地域カルテを作成し、まち協の方へお渡ししている。
- ・このカルテは人口データや人口構成、犯罪件数などのデータや地域の特色が書いてある。
- 委員長：・見直しに特派員等はどのように関わっているのか。
- ・また、計画策定に関してどのくらいのトレーニングを受けているのか。
- ・つまり計画策定は現状認識、課題の析出、解決方策の立案、立案された方策をプログラミング化して実際に行動に移す、といった手順になると思うがアドバイスできるのか。
- 行政：・計画策定・見直しに関しては特派員が協力している。
- ・また、計画の策定・見直しの詰めの部分等に関しては、総合政策グループの職員も担当制を取り入れて各まち協に対して支援をしている。
- 委員長：・地域カルテのデータのより一層の充実のお願いと計画策定（見直し）時の行政側の協働体制の維持をコメントに書き込んでいただきたい。
- ・次に、第19条「活動の育成と支援」です。事務局から簡単に説明していただきたい。
- 行政：・(資料2に基づき説明)
- 委員長：・書きぶりについて、また、ほかに付け加える意見などがあれば、お願いしたい。
- ・なければ原案通りとする。  
(意見なし)
- ・次に、第20条「市政運営の基本原則」です。ここは、コメントはないが付け加える意見などがあれば、お願いしたい。
- 委員：・条文に個人情報保護と書いてあるが、マイナンバー制度等も始まるので従来よりも厳しい個人情報保護をお願いしたい。
- 行政：・9月議会でマイナンバー制度が始まるに伴い、個人情報保護条例の一部改正を行うつもりである。
- ・個人情報については、より厳しい取扱いにしていく。
- 委員長：・次に、第21条「総合計画の策定等」です。ここは、コメントはないが付け加える意見などがあれば、お願いしたい。
- (意見なし)
- ・総合計画の評価システムは順調に推移していると感じている。

- ・高浜の総合計画の策定の仕方、表現の仕方、評価の仕方、運用の仕方は全国でもモデルになっていると思う。引き続き丁寧に運用して行ってほしい。
  - ・次に、第22条「危機管理」です。事務局から簡単に説明していただきたい。
- 行政： ・(資料2に基づき説明)
- 委員長： ・書きぶりについて、また、ほかに付け加える意見などがあれば、お願いしたい。
- 委員： ・委員のコメントのところで、「災害時誰がカギを開けるのか」と書いてあるが、今どういうルールになっているのか。誰がカギを開けるのか。
- 行政： ・基本的には職員の担当分けになっている。
- ・複数の開錠の仕組みをつくっている。つまり複数の人が開けられるようにはなっているということである。
- 委員長： ・年に1回は災害避難所訓練を行事化していただき、できれば泊まり込み訓練もしていただきたい。
- ・鍵を誰が持っているかという入口の問題だけでなく、入ってからの設営の問題、誰がリーダーになるのかということも含めて住民自治を強化してほしい。とにかく生き延びるための訓練をしてほしい。
  - ・人口の1割が泊まり込み訓練経験者になれば何とかなる。
  - ・総力型の訓練をしないと見えないこともあるのでぜひ行ってほしい。
- ・次に、第23条「他の自治体等との連携と協力」です。ここは、コメントはないが付け加える意見などがあれば、お願いしたい。
- (意見なし)
- ・私からの意見として、他の自治体との災害連携協定、特に対口支援ができるような遠隔地と結んでいるのか。
- 行政： ・全国ボート場所所在市町村協議会に加盟しているところと協定を結んでいるが防災に特化した連携をしているとは言い難い。
- 委員長： ・コメントとして新たな対口支援パートナーを見つけることと書き込み願いたい。
- ・日常平和状態の連携と非常事態時の連携を意識しながら開発して行ってほしいということである。
  - ・次に、第24条「条例の検証と見直し」です。現在、検証途中なので、第4回委員会の際に検証を行うということにしたい。
- ・最後に「(2) 検証内容のまとめ」のところだが、全体を通して意見があればお願いしたい。
- 委員： ・一般の市民は行政と関わるが少ないと思う。
- ・しかし、いろんなことを知りたい人は多いはず。なので知りたい人に情報が伝わる方法を考えてほしい。

- 委員：・行政は各条文1つずつ気を配って普段から運用してほしい。
- 委員：・第19条「活動の育成と支援」の26年の活動の中に新交付金制度とあるがこの方向性はいいと思う。
- 委員：・しかし、まち協の事務作業が増えてくると思う。まち協事務員もそんなに多いわけではない。今後は事務局機能の自立・強化が必要になってくると思う。
- 委員：・子どもをいかに意識した活動をしていくかが重要になってくると思う。
- 委員長：・コメントを確認する。
- 委員：・1つ目は、一般市民と行政の距離をもっと縮めていくこと。
- 委員：・2つ目は、20～30代に対する働きかけをしていくことや子どもに対する自治学習の充実を行うこと。
- 委員：・事務局は、本日出た意見を踏まえ、検証中間報告書を仕上げてください。
- 委員：・では、議題2「検証中間報告に対する意見募集等の実施（案）について」に移る。事務局から説明をお願いしたい。
- 行政：・資料3「検証中間報告」に対する意見募集等（パブリックコメント実施方法）の実施について説明
- 委員長：・ただいまの事務局からの説明について、質問や意見等がありましたらお願いしたい。
- （質問なし）
- 委員：・それでは、事務局に原案のとおり事務を進めていただく。
- 委員：・続いて議題3「参画・協働・情報共有のガイドライン」（素案）について、ということだが、これは前回の検証委員会で、事務局から「ガイドラインが未完成なので、検証委員会の意見を踏まえて策定していきたい」との説明があった。
- 委員：・本日は、事務局から素案が示されているが、本日だけで意見は出し尽くせないと思うので、まずは事務局から説明を聞いて気が付いたところは意見を出し、次回、第4回検証委員会で、もう一度意見を出していくという手順で進めていきたい。
- 委員：・中身の説明に入る前に、まずは「参画・協働・情報共有のガイドライン」とはどんなものか、どんな観点でとりまとめたのかなど、策定のねらい、委員の皆さんから意見をいただきたいポイントなどについて、事務局から説明していただく。
- 行政：・資料4「参画・協働・情報共有のガイドライン（素案）」に基づき策定趣旨を説明
- 委員：・これまでは指針がなかったために、部署ごとに取り組みに温度差が出ることがあった。また、取り組みたいと思うけれど、どんなふうに取り組んだらいいかわからないという声もあった。そこで職員が実践する際の指針としてま



とめた。

- ・行政がこの指針に基づいて取り組むことによって、市民の方の声を活かした市政運営を進めること、また、市民の方が「市政運営やまちの情報を知ることができるようになった」「参画しやすくなった」「行政と連携・協力しやすくなった」と実感していただけるようになり、「まちのために何かやってみよう」と一歩を踏み出し、まちづくりが活発になっていくことが目標である。
- 委員長：・策定の趣旨は理解いただけたと思う。ここままで、何か意見があればお願いしたい。
- (意見なし)
- ・それでは意見が無いようなので、行政からガイドラインの中身について個別に説明していただきたい。
- 行政：・まちづくりの基本原則「参画・協働・情報共有」ガイドライン(素案)の「参画の原則」について説明
- 委員長：・「参画の原則」について、意見・質問があればお願いしたい。
- (質問なし)
- ・それでは意見が無いようなので、次に「協働の原則」の説明をお願いしたい。
- 行政：・まちづくりの基本原則「参画・協働・情報共有」ガイドライン(素案)の「協働の原則」について説明
- 委員長：・「協働の原則」について、意見・質問があればお願いしたい。
- (質問なし)
- ・それでは意見が無いようなので、次に「情報共有の原則」の説明をお願いしたい。
- 行政：・まちづくりの基本原則「参画・協働・情報共有」ガイドライン(素案)の「情報共有の原則」について説明
- 委員長：・「情報共有の原則」について、意見・質問があればお願いしたい。
- (質問なし)
- ・それでは最後にガイドライン全体を通して意見・質問があればお願いしたい。
- (質問なし)
- ・それでは、事務局は、本日出た意見を踏まえ、修正作業を進めていただくよう、お願いしたい。
  - ・次回、修正案をもとに意見交換を進めていく。
  - ・後日、気づいた点があれば、直接、事務局まで意見を伝えていただきたい。
  - ・以上、本日の議題は全て終了したが、最後に委員から一言ずつ、感想でも、どんなことでも結構なので、発言をしていただく。
- 委員：・1つずつ条文・活動を見てきたが、どれが大事なことが改めて認識する必要がある。
- 委員：・本日出た意見をコメント欄にしっかりと反映してもらいたい。
- 委員：・財政的な話にもなるが、新しい市役所庁舎を所有しないで借りるとするのは

個人的にはいいと思っている。

委員： ・危機管理に関しては大災害時にどうすればいいのか、いざという時のための行動を訓練しておく必要がある。

委員： ・委員会の議論を聞いて、第6条の部分が大事であると再確認した。  
・生産年齢人口が減少していく中で、小・中学校からのまちづくり参加のための何らかの対応が必要と感じた。

委員長： ・条文に対して各委員からコメントが出ないのは評価が高いからであり、現に修正なしということでここまで来ている。

・また、自治基本条例を知っている人の割合12%は決して低くない。他の自治体と比べると高く、すごいまちだと思う。

・長時間のご審議、ありがとうございました。

これをもって、第3回自治基本条例検証委員会を終了する。